

熊野町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和2年度の人件費率
令和3年度	人 23,584	千円 10,487,715	千円 459,922	千円 1,322,350	% 12.6	% 10.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

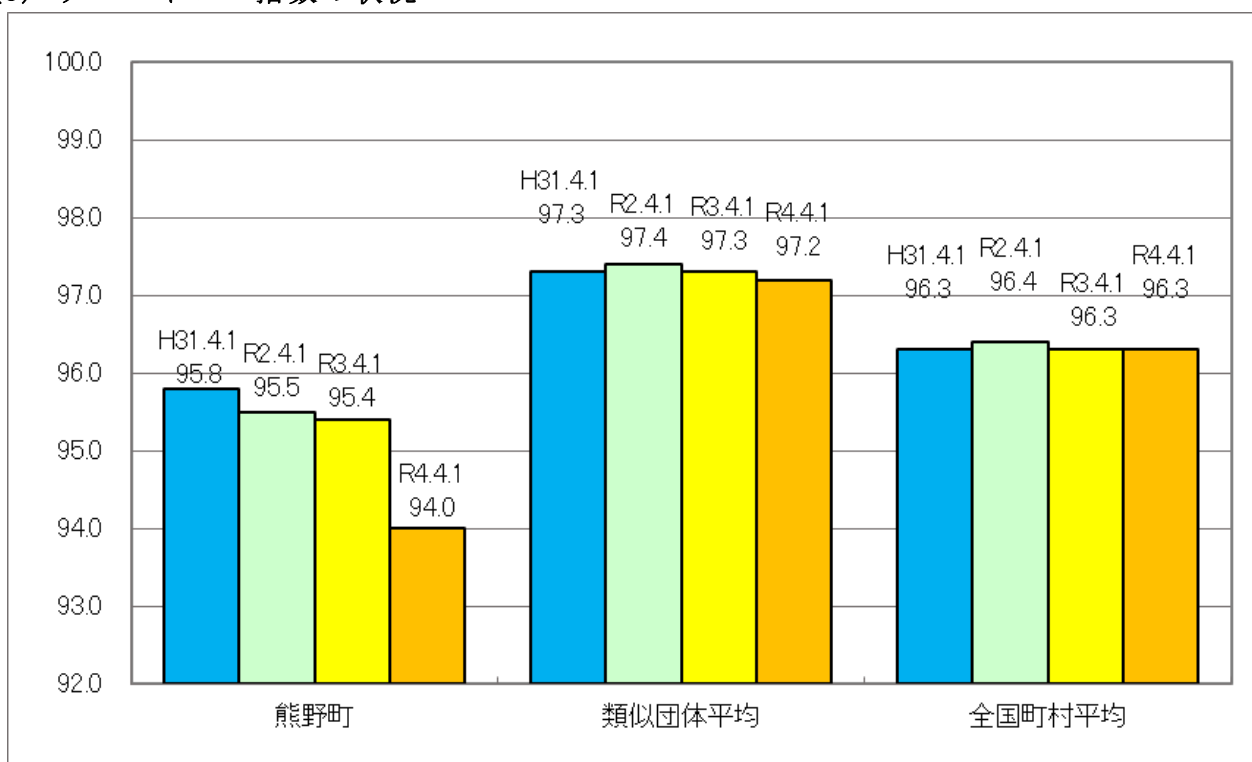
区分	職員数 A	給与				計 B	(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当				
令和3年度	人 137	千円 454,839	千円 88,448	千円 184,260	千円 727,547	千円 5,311	千円 5,730	

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層に係る号級は引下げなし。高齢層については50歳代後半層における官民の給与差を考慮して最大4%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

② 地域手当の見直し

地域手当が国の支給地域に該当していない。支給対象は、広島市勤務者(10.0%)、安芸郡坂町勤務者(3.0%)のみ。
広島市の支給率を国と同率に見直し(3.0%→10.0% 令和5年4月1日実施)

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況(一般行政職)

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和4年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
熊野町	41.8歳	301,000円	352,943円	323,515円
広島県	43.6歳	329,656円	410,462円	368,104円
国	42.7歳	323,711円	—	405,049円
類似団体	41.3歳	303,712円	368,373円	337,556円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和4年4月1日現在)

区分		熊野町	広島県	国
一般行政職	大学卒	171,700円	191,254円	182,200円
	高校卒	150,600円	157,116円	150,600円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和4年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	265,260 円	318,460 円	373,989 円	376,855 円
	高 校 卒	220,660 円	—	—	363,650 円

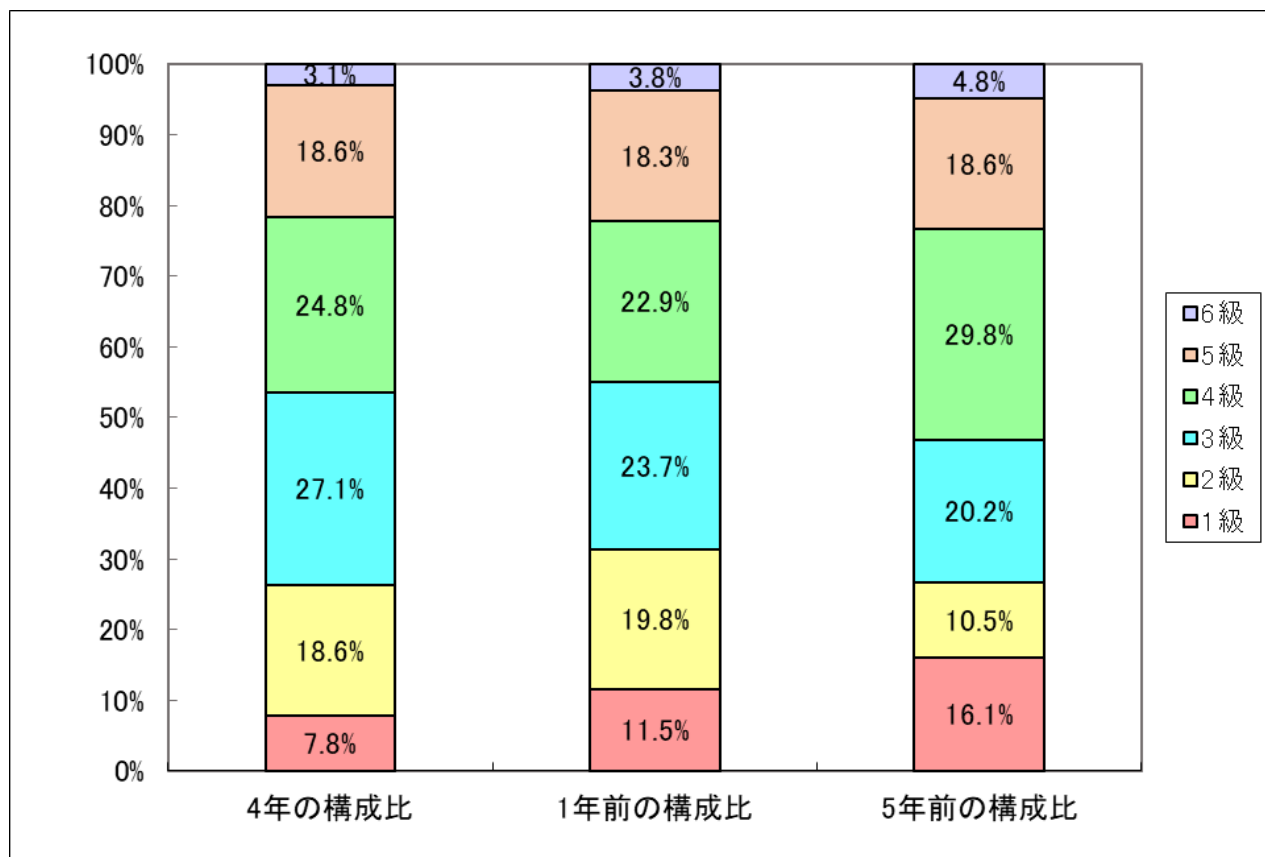
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和4年4月1日現在）

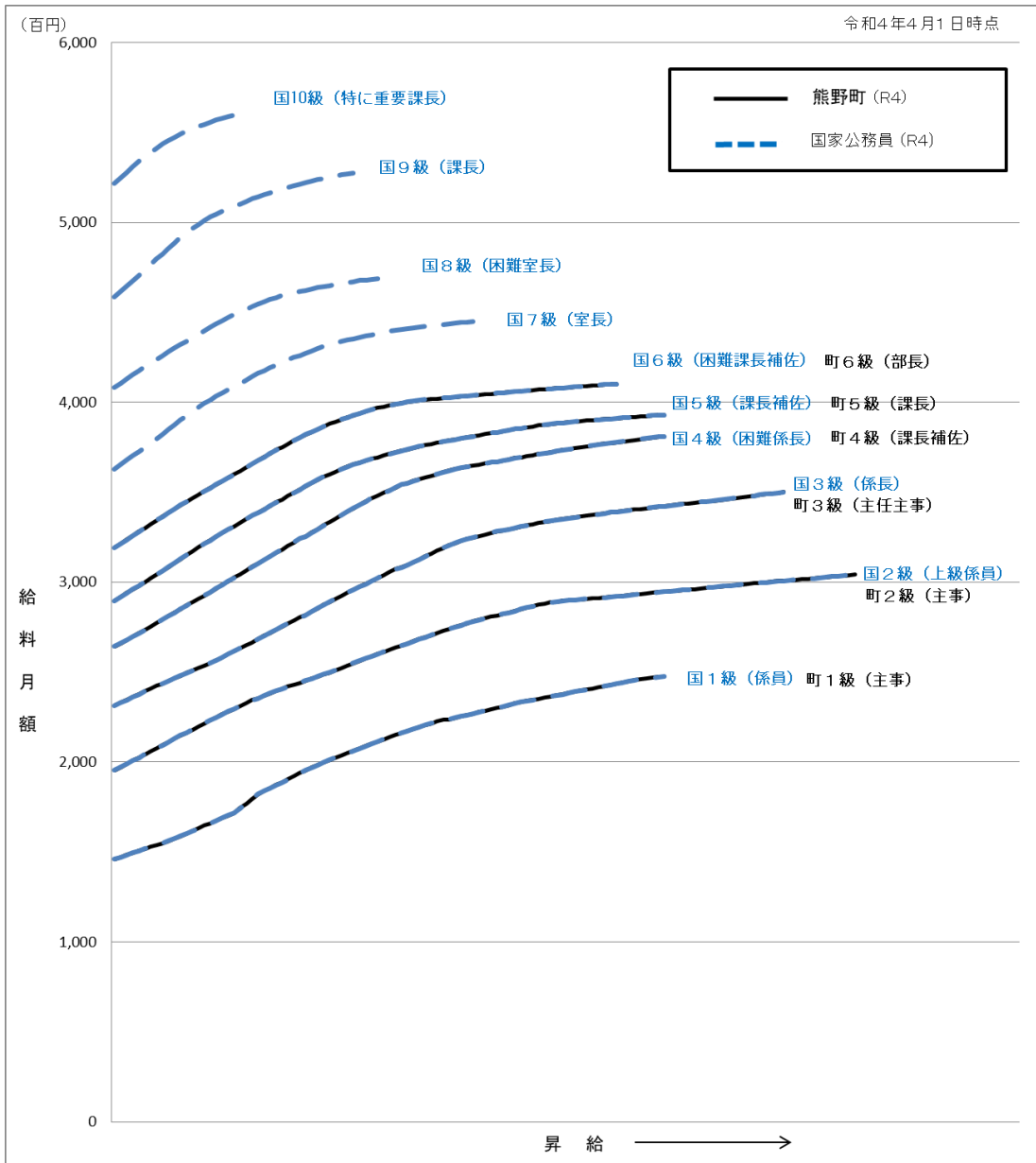
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師	10 人	7.8 %	146,100 円	247,600 円
2 級	主事、技師	24 人	18.6 %	195,500 円	304,200 円
3 級	主任、主任主事、主任技師	35 人	27.1 %	231,500 円	350,000 円
4 級	課長補佐、主査	32 人	24.8 %	264,200 円	381,000 円
5 級	次長、課長	24 人	18.6 %	289,700 円	393,000 円
6 級	部長、事務局長	4 人	3.1 %	319,200 円	410,200 円

(注) 1 熊野町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和4年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

熊野町	広島県	国
1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,447千円	1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,585千円	—
(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 5~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

2 町及び国は、令和3年人事院勧告における0.15月の引き下げ分(4.45月→4.3月)を令和4年6月期で調整。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和5年度		令和5年度	

(2) 退職手当(令和4年4月1日現在)

熊野町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)	
1人当たり平均支給額	8,589 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）		145千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）		72,594円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
広島市	3%	1人	10%
坂町	3%	0人	3%

(4) 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和3年度）		0%		
手当の種類（手当数）		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和3年度決算)	左記職員に対する 支給単価
防疫等作業従事職員 の特殊勤務手当	防疫等作業従事職員	感染症に係る作業又は家畜伝染病に係る作業に従事したとき	0千円	1,000円/日
		新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するための作業に従事したとき	0千円	非接触 3,000円/日 接触又は長時間 4,000円/日
死亡人取扱作業従事 職員の特殊勤務手当	死亡人取扱作業 従事職員	行旅死亡人等の処置に従事した とき	0千円	1,000円/件

(5) 時間外勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）	47,881千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	469千円
支給実績（令和2年度決算）	37,828千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	371千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和3年度、令和2年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・父母等 6,500円 ・満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子 5,000円加算	同じ	—	14,015千円	254,809円

住居手当	○月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 (1)家賃27,000円以下 家賃の月額-16,000円 (2)家賃27,000円を超える (家賃の月額-27,000円) ×1/2+11,000円 ※支給限度額28,000円	同じ	—	6,127千円	235,663円
通勤手当	○通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を利用している職員に支給 ・交通機関 55,000円 (55,000円以下の場合は運賃相当額) ・交通用具 通勤距離に応じ 2,000円~31,600円	異なる	新幹線鉄道等に係る 特例規定なし	4,778千円	62,052円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職のうち、その特殊性に基づき指定された職にある者に対し、給料の7%~15%を支給	異なる	国の制度 定額制	14,603千円	503,551円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当支給対象職員が平日深夜、休日等に臨時又は緊急等の必要によりやむを得ず勤務した時に支給 ・職員区分、勤務日、勤務時間に応じ、 2,000円~10,000円/回	異なる	国の制度 職員区分、勤務日、 勤務時間に応じ 3,000円~ 18,000円/回	0千円	0円

5 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	821,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副 町 長	686,000 円	920,000 円 /	580,800 円
	教 育 長	635,000 円	760,000 円 /	522,000 円
			— 円 /	— 円
報 酬	議 長	328,000 円	499,000 円 /	252,000 円
	副 議 長	271,000 円	430,000 円 /	202,000 円
	議 員	260,000 円	400,000 円 /	174,000 円
期 末 手 当	町 長	(令和3年度支給割合)		
	副 町 長	4.45月分		
	議 長	(令和3年度支給割合)		
	副 議 員	3.35月分		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	町 長	給料月額821千円×在職年数×500/100	16,420,000円	任期毎
	副 町 長	給料月額686千円×在職年数×300/100	8,232,000円	任期毎
	教 育 長	給料月額635千円×在職年数×250/100	4,762,500円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（町長・副町長4年、教育長3年）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

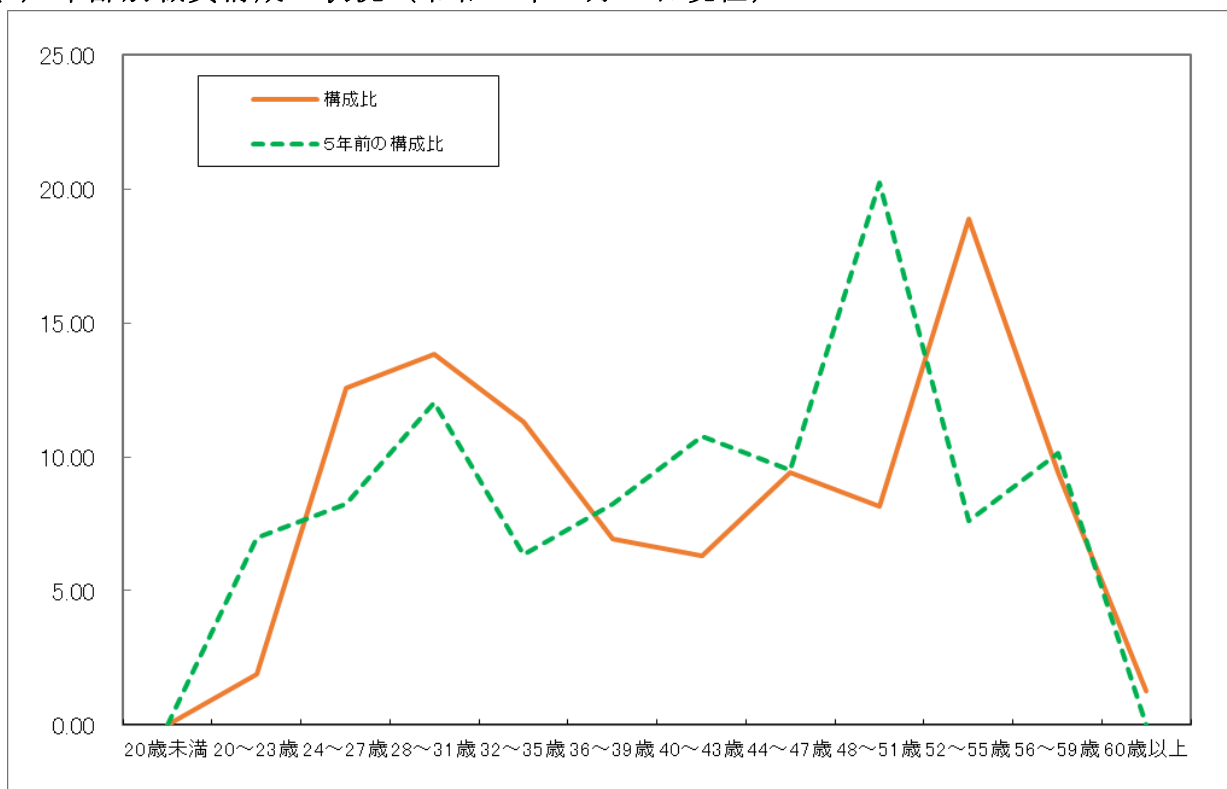
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		令 和 3 年	令 和 4 年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	
		総 務	43	42	△1	業務体制の見直しによる減
		税 務	13	13	0	
		民 生	20	19	△1	業務体制の見直しによる減
		衛 生	15	14	△1	人事異動による減
		農林水産	2	2	0	
		商 工	4	4	0	
		土 木	20	18	△2	業務体制の見直しによる減
	計	119	114	△5	<参考> 人口1万人当たり職員数 48.34人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 52.42人)	
		教 育	18	20	2	人事異動による増
	小 計	137	134	△3	<参考> 人口1万人当たり職員数 56.82人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 66.17人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	6	7	1	業務体制の見直しによる増	
	下 水 道	5	5	0		
	そ の 他	14	13	△1	業務体制の見直しによる減	
	小 計	25	25	0		
合 計		162 [179]	159 [179]	△3 [179]	<参考> 人口1万人当たり職員数 67.42人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和4年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	3人	20人	22人	18人	11人	10人	15人	13人	30人	15人	2人	159人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	112	109	113	118	119	114	2 (1.8%)
教育	20	17	17	19	18	20	0 (0.0%)
普通会計計	132	126	130	137	137	134	2 (1.5%)
公営企業等会計計	26	25	24	26	25	25	△1 (△3.8%)
総合計	158	151	154	163	162	159	1 (0.6%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 職員研修の実施状況

機関別研修	令和4年度 受講者数	令和3年度 受講者数
広島県自治総合研修センター	33人	40人
広島市研修センター	0人	0人
市町村アカデミー	0人	0人
国際文化アカデミー	1人	0人
海外派遣研修	0人	0人
自治大学校	0人	0人
計	34人	40人

8 職員の福利厚生状況

職員の福利厚生事業については、一般財団法人広島県市町村職員共済互助会において実施しています。
令和4年度の事業実績は、次のとおりです。

ア 会員数（令和4年4月1日現在）

162人（令和4年4月1日現在）

イ 主な事業内容

福利厚生事業、積立年金事業、公益事業

ウ 負担割合（令和4年4月1日現在）

職員の掛金 給料月額0.52/1,000

町の負担金 給料月額0.52/1,000（公費負担率50.0%）

エ 令和3年度決算額

町の負担金 342千円

オ 事業の見直し（令和4年4月1日現在）

なし

9 公営企業（水道事業）職員の状況

① 職員給与費の状況（決算）

区分	総費用 A	純利益	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和2年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和3年度	千円 439,460	千円 66,681	千円 44,798	% 10.2	% 9.3

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 3年度	人 7	千円 23,587	千円 3,075	千円 9,573	千円 36,235	千円 5,176	千円 6,028

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、令和4年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和3年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
熊野町	43.6歳	320,778円	479,756円
団体平均	45.5歳	335,492円	501,390円

- (注) 1 基本給とは、職員の給料及び扶養手当の合算額の平均である。
 2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 3 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

熊野町	熊野町（一般行政職）
1人当たり平均支給額（令和3年度） 1,491千円	1人当たり平均支給額（令和3年度） 1,447千円
(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%

- (注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。
 2 令和3年人事院勧告における0.15月の引き下げ分(4.45月→4.3月)を令和4年6月期で調整。

イ 退職手当（令和4年4月1日現在）

熊野町			熊野町（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)		
1人当たり平均支給額		0千円	1人当たり平均支給額		8,589千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）		0円	
対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
広島市	3%	0人	10%
坂町	3%	0人	3%

エ 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和3年度）		0%		
手当の種類（手当数）		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和2年度決算)	左記職員に対する 支給単価
防疫等作業従事職員 の特殊勤務手当	防疫等作業従事職員	感染症に係る作業又は家畜伝染病に係る作業に従事したとき	0千円	1,000円/日
		新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するための作業に従事したとき	0千円	非接触 3,000円/日 接触又は長時間 4,000円/日
死亡人取扱作業従事職員 の特殊勤務手当	死亡人取扱作業従事職員	行旅死亡人等の処置に従事したとき	0千円	1,000円/件

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度決算）	1,619千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	252千円
支給実績（令和2年度決算）	1,364千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	227千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和3年度、令和2年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和4年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶 養 手 当	○扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・父母等 6,500円 ・満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子 5,000円加算	同じ	—	1,124千円	224,800円
住 居 手 当	○月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 (1)家賃27,000円以下 家賃の月額－16,000円 (2)家賃27,000円を超える (家賃の月額－27,000円) ×1/2+11,000円 ※ 支給限度額28,000円	同じ	—	942千円	235,375円
通 勤 手 当	○通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を利用している職員に支給 ・交通機関 55,000円 (55,000円以下の場合は運賃相当額) ・交通用具 通勤距離に応じ 2,000円～31,600円	同じ	—	120千円	30,100円
管 理 職 手 当	○管理又は監督の地位にある職のうち、その特殊性に基づき指定された職にある者に対し、給料の7%～15%を支給	同じ	—	0千円	0円
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	○管理職手当支給対象職員が平日深夜、休日等に臨時又は緊急等の必要によりやむを得ず勤務した時に支給 ・職員区分、勤務日、勤務時間に応じ、 2,000円～10,000円/回	同じ	—	0千円	0円